

## —地方行政における動物の福祉・愛護対策への取り組み (XV)— 横浜市動物愛護センターの取り組み

泉 俊明<sup>†</sup> (横浜市動物愛護センター長)



### 1 はじめに

横浜市動物愛護センター（以下「センター」という。）は、動物愛護思想や適正飼育の普及啓発を行い、「人と動物が共に快適に暮らせる環境づくり」を推進する拠点として、平成23年5月に神奈川区菅田町にオープンしたばかりの

施設である（図1、2）。

センターの運営にあたっては、(社)横浜市獣医師会を中心とする動物関係団体や市民ボランティア等との協働を基本に運営を進め、収容動物が可能な限り譲渡されることを目指している。

また、犬や猫の飼い主やこれから飼い主になろうとしている市民に対し、適正飼育の普及啓発を推進していくとともに、地域の方々など幅広い市民の地域交流の場としての役割も持たせている。

### 2 沿革

昭和44年に中区かもめ町に犬の保護収容施設として設置された畜犬センターは、40有余年の年月を経て老朽化が進んでいた。また、畜犬センターは犬の収容施設であるため、猫の引取業務については(社)横浜市獣医師会に委託していた。

#### (1) 設置の目的

犬や猫をはじめとする、人の生活に潤いを与えてくれる動物は、いわゆるコンパニオン・アニマルとして、人との関わりの中で重要な役割を果たしてきており、今後は動物愛護の考えに基づいて人と動物とが共生できる、豊かな生活環境を築き上げていく必要がある。

また、市民の間にも、動物愛護の普及啓発活動を活発に行うとともに、市民が日常的に利用することができる、幅広い機能をもった施設の整備が望まれていた。

そこで、動物愛護の精神を大切にしながら楽しいふれあいを作り出すことのできる施設として、動物愛護と適

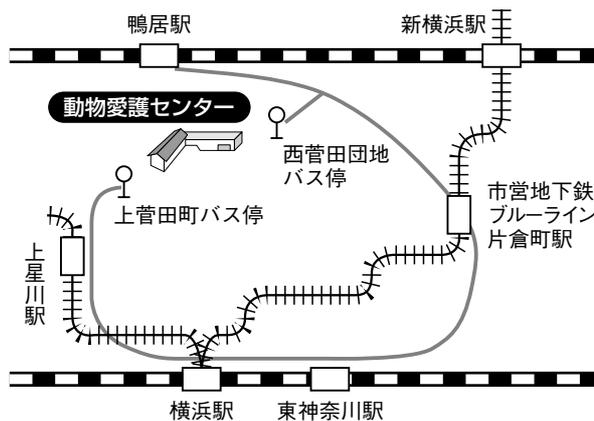


図1 横浜市動物愛護センター案内図



図2 動物愛護センター外観

切な飼育の普及啓発及び保護動物を可能な限り譲渡するなど、横浜市の動物行政を推進する拠点となる「動物愛護センター」を整備することとなった。

#### (2) 整備経過

- 平成2年 「横浜市動物保護のあり方懇談会」(市民・動物関係団体代表等16名)が動物愛護・普及啓発の中心的施設の必要性を答申
- 平成4年 建設予定地購入
- 平成6年 横浜市総合計画「ゆめはま2010プラン」

<sup>†</sup> 連絡責任者：泉 俊明 (横浜市動物愛護センター)

〒221-0864 横浜市神奈川区菅田町75-4

☎045-471-2111 FAX 045-471-2133

E-mail : kf-douai@city.yokohama.jp



図3 開所式



図4 開所式補助犬デモンストレーション

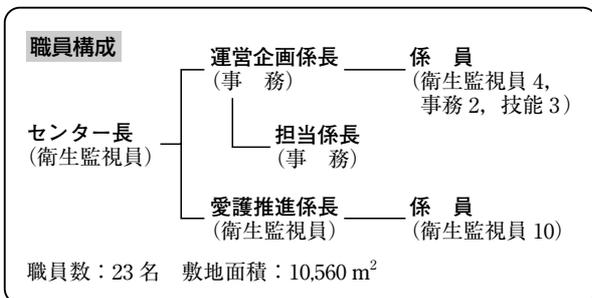


図5 職員構成

にセンター基本計画を盛り込む

- 平成7年 土地取得交渉開始
- 平成19年 進入道路工事開始
- 平成20年 センター建設開始
- 平成23年3月 竣工
- 5月22日 開所式

### 3 開所式

センターは、平成23年5月22日に開所式を行った。

開所式は、林 文子横浜市長の挨拶の後、横浜市会議長、横浜市町内会連合会代表、(社)横浜市獣医師会会長、(社)横浜市獣医師会顧問様からご祝辞をいただくなど、横浜市あげてのイベントとして、横浜市議員、動物との共生を考える横浜市議員連盟幹事長、関係行政機関、地域・福祉関係者など多数のご来賓のご列席を賜って挙行された(図3)。

開所式終了後は、センター施設見学会及び公益財団法人 日本補助犬協会の協力を得て、補助犬のデモンストレーション(図4)を実施した。デモンストレーション観覧者からは、好評をいただいた。

表1 主要施設

施設名	内容
交流棟	事務室、市民交流プラザ、市民活動室、健康チェック室、グルーミング体験室、飼育体験実習室、視聴覚室兼研修室、研修室、犬猫生態学習室
動物ふれあい棟	プラットホーム、処置室、手術室、犬保護室・飼育室、飼料室、観察室、猫保護室、犬ふれあい室、猫ふれあい室
ふれあい広場	芝生、ハナミズキ、ハナモモ、モミジ、ケヤキ、サルスベリ、サクラ、ハナカイドウ、レンギョウ、コデマリ、シバザクラ 他
猫の家	生態観察室

### 4 事業体制

#### (1) 職員構成(図5)

本市では獣医師採用としてではなく、衛生監視員として獣医師資格者の採用を行っている。

#### (2) 主要施設(表1, 図6)

#### (3) 分掌事務

センターは横浜市の動物保護管理行政の拠点であり、狂犬病予防法、動物の愛護及び管理に関する法律並びに横浜市動物の愛護及び管理に関する条例に係る事務を主管している。

また、市民利用施設として、センター各諸室の貸出及び市民利用イベントの企画立案・実行を行っている。

#### (4) 保護・収容対象動物

犬、猫(自活不能もしくは遺棄されたのもの)、その他傷病動物等

### 5 動物愛護普及事業

センターでは、飼い主、動物関係団体、地域住民など、動物に関わるすべての人々の立場や役割等を踏ま



図6 主要施設

え、「人と動物の調和のとれた共生」の実現に向けて、国や他の自治体及び市関係部署（18区役所等）と連携しながら、市全体の施策、地域の実情に即した取り組みを本市動物行政の拠点として展開している。

**(1) 動物愛護意識の普及啓発**

市民を対象とした普及啓発や動物の習性・飼育方法の情報提供等を行ってのほか、小学生等を対象とした「出張動物ふれあい教室」などを実施していく予定である。

**(2) 適正飼育の普及啓発**

飼い主やこれから飼い主となる方を対象に、犬を飼育するに当たって知っておくべき基礎的知識を習得するための「犬のしつけ方教室」を開催している。

また、センター外で行う「出張しつけ相談」や犬の問題行動に対処する「講習会」等を開催し、動物の適正飼育に関する知識や情報を得る機会を設けている（図7）。



図7 出張しつけ教室

**(3) 譲渡事業の充実**

犬や猫の処分頭数の減少を目指し、收容した犬や猫について、健康状態や社会への適合性等を見て、市民や動物関係団体等へ可能な限り譲渡を推進している（図8）。

また、一般市民への譲渡を促進するための施設として、犬・猫それぞれのふれあい室や、図9にあるよう



図8 上から譲渡前講習会，猫譲渡会



図9 猫の家

に、猫の生態や愛らしさなどが身近で観察できる、猫専用のスペースである猫の家などを設置している。

#### (4) 飼い主不明の犬や猫の対策

本市では、昭和63年から、犬及び猫の収容頭数を減らすことなどを目的として、犬及び猫を対象として、(社)横浜市獣医師会との協働で、不妊去勢手術費用の助成を行っていた(表2)。

平成21年度は、1頭につき、飼い犬・飼い猫には横浜市が3,000円、(社)横浜市獣医師会が2,000円の計5,000円、野良猫については横浜市が5,000円、(社)横浜市獣医師会が2,000円の計7,000円を助成した。犬・猫合わせて3,628頭の申請があり、うち2,985頭について不妊去勢手術を実施した。

なお、平成22年度からは、犬については一定の効果を果たしたとして、猫のみを対象としている。

また、平成21年度から、迷子や災害、盗難や事故等があった場合も飼い主の元に戻れるよう、また逸走や遺

表2 不妊去勢助成事業

	18年度	19年度	20年度	21年度
実施方法	ハガキによる応募後抽選		先着順(窓口は各区)	
1頭あたりの助成額	横浜市 3,000円 獣医師会 2,000円	横浜市 3,000円 獣医師会 2,000円	横浜市 3,000円 獣医師会 2,000円	(飼い犬、飼い猫) 横浜市 3,000円 獣医師会 2,000円 (野良猫) 横浜市 5,000円 獣医師会 2,000円
応募総数	2,612	2,892	3,427	3,628
実施頭数	2,000	2,000	2,864	2,985
猫・雌(%)	1,099(55.0)	1,189(59.5)	472(16.5)	315(10.6)
雄(%)	549(27.5)	482(24.1)	415(14.5)	256(8.6)
ノラ・雌(%)	—	—	778(27.2)	998(33.4)
雄(%)	—	—	317(11.1)	608(20.4)
犬・雌(%)	185(9.3)	152(7.6)	455(15.9)	394(13.2)
雄(%)	167(8.4)	177(8.9)	427(14.9)	414(13.9)

(%)は、実施頭数に対する割合

棄の防止を目的として、マイクロチップの装着推進を(社)横浜市獣医師会と協働で行っている。

平成21年度は、横浜市1,500円、(社)横浜市獣医師会が500円の計2,000円の助成を行った。募集1,000頭に対し、犬568頭、猫189頭、計757頭の応募があり、マイクロチップを装着した。

#### (5) 市民交流の場

センターは、市民や地域の団体等を対象として、「市民活動室」や「視聴覚室兼研修室」等の貸出し等を行っている。センターを利用することにより、動物との接点生まれ、動物愛護の気持ちが自然に醸成される効果も期待できる。

#### (6) 傷病動物への応急措置

交通事故等で動けなくなっている、飼い主が不明な傷病動物(犬や猫等)への対応は、一義的に(社)横浜市獣医師会の動物病院が救急的な治療等を行い、その後センターで継続した治療を行い、可能な限り譲渡を行っている。

#### (7) 収容動物の保護管理業務

収容された犬、猫等の健康状態についての診察を行い、異常を認めた場合には、観察室で必要な措置を行う。

なお、負傷・病気等で回復の見込みがたたず、やむを得ず処分する場合には、一頭ずつ鎮静・麻酔薬を使用している。

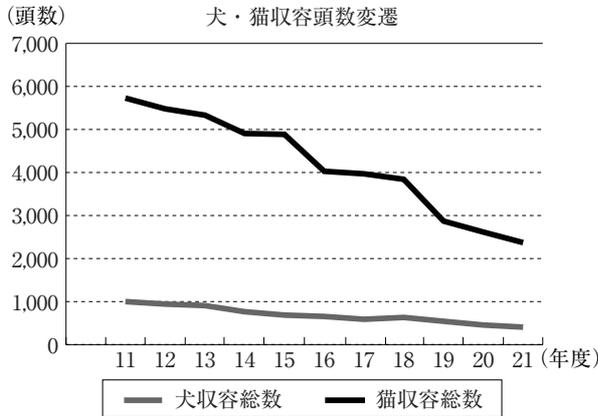


図10 犬・猫収容頭数の推移

(8) 犬の捕獲業務

「狂犬病予防法」や「動物の愛護及び管理に関する法律」等に基づき、犬による咬傷事故や放し飼い、糞尿による迷惑行為など、地域住民への被害を防止するために、放されている犬を捕獲している。

(9) 収容動物の返還率向上のための方策

収容した動物を可能な限り、元の飼い主へ返還するために、収容した犬や猫等の情報を市ホームページに掲載するほか、犬の鑑札や名札、犬・猫のマイクロチップ等の装着を推進している。

(10) 動物取扱業の登録等

動物取扱業の登録等を行うほか、動物取扱業者に対して、動物の適正な取扱いに関する必要な監視指導を18区役所と連携して行っている。

(11) 特定動物の飼養・保管の許可等

特定動物の飼養・保管の許可等を行い、定期的な監視指導を行っている。

6 横浜市の動物行政の現状

平成21年度に、当センターの前身である、畜犬センターで飼い主不明により保護した犬は290頭、捕獲した犬は20頭、飼い主の申し出により引取を行った犬は79頭で、計389頭の犬を保護・収容した。飼い主不明犬のうち、70.3%にあたる、218頭が飼い主のもとに返還された。収容した飼い主不明犬のうち、飼い主が返還に現れなかった犬については、一般市民への譲渡を行っており、21年度は67頭を新しい飼い主の元に送り出した。また、21年度中に致死処分を行った犬は78頭であった。(なお、収容頭数と返還・譲渡・処分頭数は、それ以前の年度内収容分や、自然死、収容中に出産をした例があるため、一致しない。) (表3)

21年度の猫の収容頭数は、2,372頭であり、うち1頭が飼い主に返還され、465頭が社横浜市獣医師会を通じて、新しい飼い主へ譲渡された。この実績は、(社)横浜市獣医師会の広報活動及び所属獣医師の方々一人ひとりの

表3 犬関係業務実績 (単位:頭)

項目	18年度	19年度	20年度	21年度
収容頭数	645	556	491	389
返還数	297	265	238	218
譲渡数	114	85	65	67
安楽死処分	234	206	188	78
老衰・病死等	—	—	—	26
予防注射件数	98	93	76	67

※平成20年度までは、安楽死処分数に老衰・病死等を含む

表4 猫関係業務実績 (単位:頭)

項目	18年度	19年度	20年度	21年度	
猫等引取総数	3,816	2,852	2,614	2,372	
内訳	飼い主不明猫	3,337	2,460	2,194	1,975
	飼えなくなった猫	174	150	174	138
	負傷猫等	305	242	246	259
収容後	飼育用譲渡	438	402	509	465
	安楽死処分	3,378	2,450	2,102	1,906
	返還	—	—	3	1

啓発活動により成し遂げられたものであり、本市としてその結束力と力強さには心から感謝している (表4)。

犬、猫ともに10年前と比較して収容頭数は半分以下に減少している。また、猫については、処分頭数は約1/3となっている (図10)。

本市では、平成29年度末の引取数・処分数が平成18年度実績と比べ半減することを目標としている。今後とも安易な動物の飼育防止や、終生飼育の徹底等について、動物愛護週間など機会をとらえて啓発を行い、人と動物の調和のとれた共生を目指して取り組んでいきたい。

7 ボランティアとの協働

より良い飼養環境の整備、より多くの譲渡実現等を積極的に推進するためには、ボランティアとの協働が必要不可欠であり、協働による施設運営、事業展開等の体制づくりを進めている。

ボランティアの募集については、まず第1段階として、後述する、協力団体である「人と動物の共生推進よこはま協議会」の推薦を受けた方をボランティアとして登録し、協働体制を整えたのち、秋以降一般公募によりボランティアを募集し、体制を拡充していく予定である。

8 市民利用施設として

センターは動物愛護意識の啓発など、横浜市の動物行政の拠点としてばかりではなく、地域交流の場として機

表5 貸出施設概要

名称	利用定員	面積(m <sup>2</sup> )	付帯設備	想定される利用目的
貸切利用施設	視聴覚室兼研修室 最大150人程度 (イス席のみの場合は300人) 分割利用可 (100人+50人)	257.57	パソコン プロジェクター スクリーン 音響設備	講演会、会議、研修、趣味サークル(社交ダンス、ヨガ等)、映画等上映会、音楽会(大音響除く)
	研修室	19.66	囲碁等	会議、研修、趣味サークル
	飼育体験実習室 (犬猫生態学習室含)	188.41		犬猫のしつけ教室 生態学習
	ふれあい広場		芝生広場	
市民交流プラザ			展示ボード、テーブル	作品の発表・展示など

能を併せ持っており、市民の各種活動の場として利用していただいている。

開所以来、6月25日までのセンター利用者数は1,026名で、1日平均約34名が来所し、センターの見学、会議等にご利用いただいている。

施設利用予約の申し込みは3カ月前(横浜市民以外の方のみの場合は1カ月前)から受け付けている(使用料は無料)。

貸出施設は表5のとおりである。

### 9 人と動物との共生推進よこま協議会

動物の愛護及び管理に関する法律第39条に基づく協議会として、公募市民、動物関係団体及び横浜市獣医師会から組織する「人と動物との共生推進よこま協議会」(以下、「協議会」という)を設置している。

協議会は、本市動物行政の適正な推進に向け、情報交換及び意見交換を行い、日頃から市内における動物に関する問題解決や、適正飼育の推進を図っている。

平成22年度は、動物愛護週間である9月26日(日)に、協議会と本市の共催で、「動物愛護フェスタ〜どうぶつのいる楽しいくらし〜」を横浜市西区みなとみらい3丁目にある、グランモール公園・美術の広場(横浜美術館前)にて開催した。

同フェスタでは、動物健康相談、動物に関するクイズ、スタンプラリー、畜犬センター啓発犬によるデモンストレーション、消防局音楽隊によるドリル・演奏などを催し、天候に恵まれたこともあり、およそ1万人の方にご参加いただき、好評を得た(図11)。



図11 動物愛護フェスタ

### 10 最後 に

設立の構想から長い年月を要し、センターは開所した。しかし、市民の認知度は十分とは言えない。今後はあらゆる機会をとらえて広報を行い、センターの事業内容等の周知を図り、施設の十分な活用を推進していきたい。また、ボランティア等の協力を得て、各種事業を通して動物愛護精神の普及啓発にますます邁進していく所存である。